

(趣旨)

第1条 この規程は、警察官の通信指令技能検定（以下「検定」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(検定の実施者)

第2条 検定は、地域部長が実施するものとする。

(検定の種別等)

第3条 検定の種別は、初級検定及び上級検定とする。

2 初級検定は、兵庫県警察通信指令業務運営規程（平成10年兵庫県警察本部訓令第2号。以下「通信指令業務規程」という。）第2条第1号に規定する警察署通信室において業務を行う上で必要となる通信指令の知識及び技能を基準として行う。

3 上級検定は、通信指令業務規程第5条第1項に規定する通信指令室において業務を行う上で必要となる通信指令の知識及び技能を基準として行う。

(検定の実施方法)

第4条 検定は、筆記試験及び実技試験により行う。

2 前項の筆記試験及び実技試験は、通信指令技能検定（初級・上級）の検定項目及び合格基準（別表）に基づき行うものとする。

(検定の対象者)

第5条 検定の受検対象者は、次の各号に掲げる検定の種別ごとに、当該各号に掲げる基準を満たす警察官とする。

(1) 初級検定

採用時教養修了後おおむね1年以上を経過した者

(2) 上級検定

巡査部長以上の階級にある警察官のうち、初級検定に合格した後おおむね1年以上を経過した者

(検定の実施)

第6条 検定は、原則として毎年1回以上行うものとする。

2 地域部長は、検定を行おうとするときは、あらかじめ検定の種別、実施時期、実施場所その他検定の実施に必要な事項を所属長に通知しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、所属の警察官に周知しなければならない。

4 所属長は、所属の警察官から受検の申出を受けたときは、通信指令技能検定受検者名簿（様式第1号）により地域部長に報告（地域部通信指令課経由）をしなければならない。

5 地域部長は、前項の規定による報告に基づき、通信指令技能検定受検者一覧表・実施結果報告書（様式第2号）を作成しなければならない。

(合格の基準)

第7条 検定の合格判定基準は、初級検定及び上級検定ともに100点を満点とし、初級検定にあつては70点以上を、上級検定にあつては80点以上を合格とする。ただし、筆記試験又は実技試験が、それぞれ別表に定める合格基準点に達していない場合は不合格とする。

(合格の決定等)

第8条 地域部長は、検定を行ったときはその結果を審査し、通信指令技能検定受検者一覧表・実施結果報告書により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の規定による報告に基づき、検定の合格者（以下「合格者」という。）を決定する。

3 地域部長は、合格者の氏名その他必要事項を電磁的方法により記録するとともに、関係所属長に通知するものとする。

4 地域部長は、合格者に対して合格証書（様式第3号）を交付するものとする。

(不正行為に対する処分)

第9条 検定に関して不正行為があった者に対しては、その検定を停止し、又はその検定の合格を無効とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、検定の実施に関して必要な事項は、地域部長が定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

通信指令技能検定（初級・上級）の検定項目及び合格基準

1 筆記試験

検 定 項 目	実 施 方 法	配 分 点 (合格基準点)
1 通信指令に関する規程等の内容であって、通信指令業務に必要な知識 2 通信機器の操作等をするために必要な知識 3 その他通信指令業務を推進する上で必要な知識	択一式試験	20 (10)

2 実技試験

区 分	検 定 項 目	実 施 方 法		配 分 点 (合格基準点)
		初 級	上 級	
受 理	1 応対要領 (1) 応答 (2) 主導権	緊急配備対象事件を想定し、被害者等からの通報に基づき、警察署通信室における指令等に必要な項目を聴取させる。	緊急配備対象事件を想定し、被害者等からの通報に基づき、通信指令室における指令等に必要な項目を聴取させる。	40 (20)
	2 聴取内容 (1) 聴取項目 (2) 聴取順序			
	3 事案対応 (1) 状況把握 (2) 擬律判断			
	4 その他 (1) 機器の活用 (2) 締めくくり (3) 記録			
指 令	1 指令の基本 (1) 無線通話手続き (2) 基本指令	上記受理内容に基づき、警察署通信室における緊急配備の発令、指令等を行わせる。	上記受理内容に基づき、通信指令室における緊急配備の発令、指令等を行わせる。	40 (20)
	2 通話技術 (1) 簡潔・明瞭 (2) 緊迫感・メリハリ (3) 適切な間合い・速度			
	3 指揮・指示 (1) 擬律判断 (2) 初動措置 (3) 現場からの聴取 (4) 冷静・沈着な指揮 (5) 緊急時の措置			
	4 その他 (1) 機器の活用 (2) 報告・連絡 (3) 記録			

合 格 証 書

階級
氏名

上記の者は通信指令技能検定 級に合格したことを証する

年 月 日

兵 庫 県 警 察 本 部 長

印